

## 第1章 日米同盟

### －2015 日米ガイドライン及び2018 防衛大綱策定以降の 同盟の実効性向上の観点から見た課題－

磯部 晃一

#### はじめに

1960年1月に締結された「日本国とアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約」（以降、日米安保条約と称する。）は、令和の御代になって初めての新年を迎えた本年1月19日にちょうど60年という節目を迎えた。人間に例えれば、日米安保条約も還暦を迎えたことになる。同日、外務省飯倉公館において、安倍晋三内閣総理大臣、麻生太郎副総理兼財務大臣をはじめ日米両国の関係者等約250名が参加して、日米安保条約60周年を記念するレセプションが開催された。安倍総理は挨拶の中で、「いまや、日米安保条約は、いつの時代にも増して不滅の柱。アジアと、インド・太平洋、世界の平和を守り、繁栄を保証する不動の柱<sup>1</sup>」であるとして、日米同盟は二国間同盟のみならず、世界の平和と繁栄に貢献していることを強調した。

「日米防衛協力のための指針」（以降、ガイドラインと称する。）が初めて策定されたのは、日米安保条約が改定されてから、実に18年の歳月を経てからである。当初の約20年間というものは、現在のように共同対処の態勢が整っている同盟軍同士といえるような関係にまでは至っていなかった。1954年に発足した草創期の自衛隊は、第1次から第4次までの累次の防衛力整備計画に基づき装備品を調達し、実力を養成する時期であった。

こうした状況の中で、自衛隊と米軍がより緊密に共同して対処できるように体制整備を始めた嚆矢が1978年のガイドラインであった。本章では、ガイドライン改定を通じて、いかに日米同盟が深化していったのかを概観する。次いで、同盟の実効性向上の観点から2018防衛大綱策定以降に残されている課題について考察することとする。

#### 1. 3次にわたるガイドラインの策定

ガイドラインは、過去に三度、日米両政府間で策定されている。最初のガイドラインが東西冷戦下の1978年11月、二度目が1997年9月、三度目が2015年4月に日米安全保障協議委員会です承されている。ガイドラインの策定経緯に関する論文としては、徳地秀士氏の『日米防衛協力のための指針』からみた同盟関係－『指針』の役割の変化を中心として－<sup>2</sup>などがある。

### (1) 1978 ガイドライン

最初の1978ガイドラインは、主に日本に対する侵略に際して、それを未然に防止するための態勢や、武力攻撃が生じた際の日米での共同対処のあり方について規定したものである。日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力については、情勢の変化に応じ随時協議するとされ、かつ、米軍による自衛隊の基地の共同使用や便宜供与のあり方について研究するとされた。

作戦構想について、自衛隊は主として日本の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力の及ばない機能を補完するための作戦を実施するとして、自衛隊が日本の周辺海空域を含む領域において防勢的な、いわば、「盾」の役割を遂行し、米軍が自衛隊の能力では及ばない機能、すなわち、攻勢的な「矛」の役割を担うことを原則とした。

このガイドラインで最も注目すべき箇所は、「侵略を未然に防止する態勢」の第2項1「自衛隊及び米軍は、日本防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に共同して実施するため、共同作戦計画についての研究<sup>3</sup>を行う。また、必要な共同演習及び共同訓練を適時実施する」である。この文言が、それまで懸案であった日米共同作戦に関する研究を開始する根拠となった。しかしながら、記述のとおり、あくまで共同作戦についての研究にとどまった。次に、「共同演習及び共同訓練を適時実施」との規定は、1978ガイドライン以降、自衛隊と米軍の間において具現されていった。陸上自衛隊では、1981年度に共同訓練を開始し、海上自衛隊は1955年度から逐次対潜訓練や掃海訓練を米海軍と実施していたところ、84年度にリムパック演習に初参加した。また、航空自衛隊においては、1978年度に戦闘機戦闘訓練に着手した。

こうした共同作戦計画の研究や日米共同演習などを積み重ねることにより、1980年代以降、自衛隊と米軍の相互理解や連携は徐々に深まっていった。

### (2) 1997 ガイドライン

冷戦の終結を受けて、ポスト冷戦期の日米協力の向かうべき方向を規定したのが、1997ガイドラインである。

1989年に冷戦が終結し、安全保障環境は劇的に変化した。ソ連の崩壊により、極東ロシア軍の軍事活動も格段に低下した。他方で、北東アジアでは、北朝鮮が1993年4月に核兵器不拡散条約(NPT)からの脱退を宣言し、北朝鮮の核兵器開発疑惑や地対地ミサイルの長射程化の研究開発などをめぐり緊張が高まった。

こうした情勢を背景に、日米両国首脳は、1996年4月「日米安全保障共同宣言」<sup>4</sup>を发出

した。共同宣言は、冒頭において、「日本と米国との間の堅固な同盟関係は、冷戦の期間中、アジア太平洋地域の平和と安全の確保に役立った。我々の同盟関係は、この地域の力強い経済成長の土台であり続ける。両首脳は、日米両国の将来の安全と繁栄がアジア太平洋地域の将来と密接に結びついている」と宣言し、冷戦の戦いに勝利し、その後もアジア太平洋地域の安全と繁栄にとって日米安保体制が重要な役割を引き続き果たしていることを強調した。同宣言において、ガイドラインの見直しを行うことも明記された。

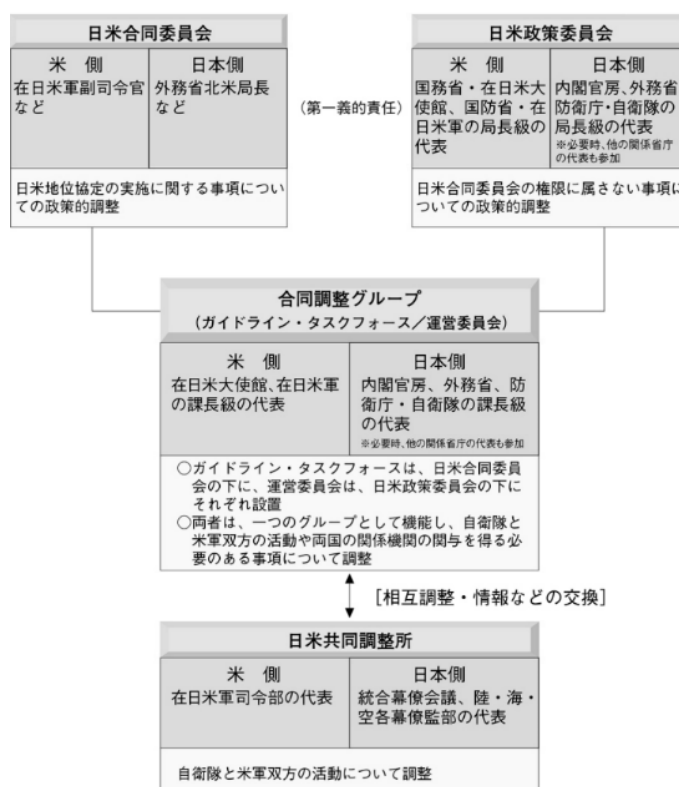
1997 ガイドラインでは、日米間の役割や協力の在り方を、1) 平素から行う協力、2) 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等、3) 周辺事態における協力など、に区分して規定した。

同ガイドラインでは、日本有事における日米共同対処のみならず、周辺事態における協力を明記した点が特徴である。北朝鮮による挑発的な活動が継続される中で、具体的には、救援活動や避難民への対応、捜索・救難活動、非戦闘員を退避させるための活動などの場面において、日米がいかに協力し連携するかについて規定した。

同ガイドラインにおいて、初めて二国間の「調整メカニズム<sup>5)</sup>」について言及された。調整のメカニズムは、事態発生時以降の日米間での連携調整にとって極めて重要な規定である。あらかじめ、いかなる調整のメカニズムを構築しておくかは共同対処の成否を左右すると言っても過言ではない。「調整メカニズム」は、緊急事態において迅速に立ち上げられるよう平素から構築しておくこととされたが、一方で、武力攻撃が差し迫っている場合、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する、と規定されており、情勢が緊迫してきた際に日米間で協議して、同メカニズムを立ち上げるか否かのプロセスを経る必要があった。

計画の検討については、日本有事に対する共同作戦計画と周辺事態に対する相互協力計

調整メカニズムの構成



画の二つの計画を検討することとされた。この二つの計画の整合を図るよう留意することにより、周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るように企図した。

1997 ガイドラインは、日本における武力攻撃事態のみならず、周辺事態などにも日米協力を適用する広がりを持ったガイドラインであった。

### (3) 2015 ガイドライン

1997 ガイドラインが策定されて以降、周辺国の軍事活動の活発化、国際テロ組織などの新たな脅威の発生、宇宙・サイバー空間におけるリスクの顕在化などがクローズアップされるようになった。加えて、2011年3月に日本を襲った東日本大震災におけるトモダチ作戦もガイドライン策定に影響を及ぼした。2012年末に、安倍首相から小野寺五典防衛大臣にガイドラインの見直しの検討が指示され、2015年4月に日米安全保障協議委員会において、新ガイドラインが了承された。

2015 ガイドラインのポイントは、1) 我が国の平和・安全の確保をガイドラインの中核的役割として維持し、そのための協力を充実・強化すること、2) 地域・グローバル、そして宇宙・サイバーといった分野における日米同盟の協力の広がりに対応すること、3) 日米協力の実効性を確保するための仕組みを確保すること、の三点を挙げる<sup>6</sup>。

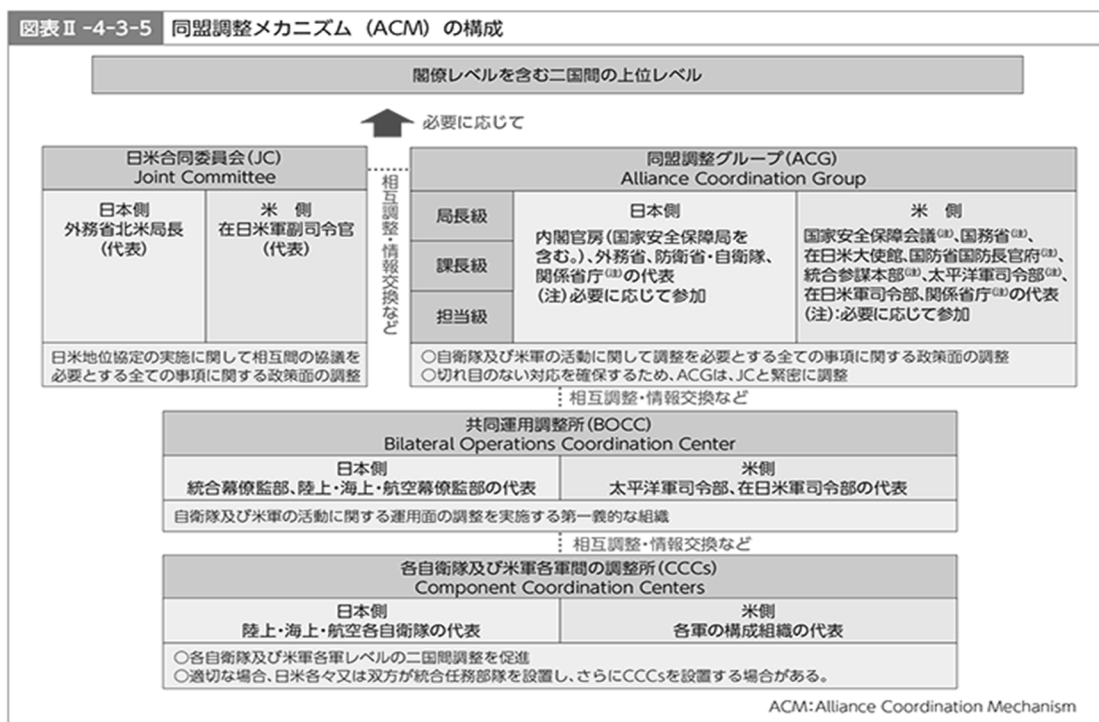
一点目の日米協力の充実・強化については、具体的には、平時からの協力、日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処、日本に対する武力攻撃への対処、日本以外の国に対する武力攻撃への対処、そして最後に、日本における大規模災害への対処などの様々な事態に、切れ目のない、シームレスな日米協力を謳っている点が特徴である。共同計画については、1997 ガイドラインでの「共同作戦計画についての検討」から、「共同計画を策定し及び更新する」となり、共同作戦計画を明示的に策定するとの表現に改められた。

第二の同盟協力の広がりへの対応については、日米両政府は、二国間協力のみならず、「三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進し強化する」と明示している。宇宙及びサイバー空間に関する協力も新たに盛り込んだ。

最後の実効性を確保するための仕組みについては、「同盟調整メカニズム」を新たに設け、平時からシームレスに対応する枠組みが構築されたことや日米共同対処を可能とするため平時において日米共同計画策定を目的として、共同計画策定メカニズムを確立した意義は大きい。

日米両政府は、策定された2015 ガイドラインに基づき、2015年11月に図<sup>7</sup>のような同盟調整メカニズム(ACM)を設置した。政策レベルでは、同盟調整グループ(ACG)が自

衛隊及び米軍の活動に関して調整を必要とするすべての事項に関する政策面の調整を担任することになった。日本側の参加機関は、内閣官房、外務省、防衛省・自衛隊、そして注書きとして、必要に応じて関係省庁の代表となった。さらに、必要に応じて、閣僚レベルを含む二国間の上位レベルで調整するとされた。



ガイドライン改定に伴い規定された日米共同調整メカニズムについては、東日本大震災からの教訓によるところが多い。東日本大震災後の日米調整は、中央司令部から救援活動の現地に至る多層にわたって、シームレスな「面」の形で行われた<sup>8</sup>。2012年11月に最終的にとりまとめられた防衛省の「東日本大震災への対応に関する教訓事項」の日米共同の「改善事項及び今後の方向性」という項目の中では、「日米間で迅速かつ円滑に必要な調整が実施できるよう、日米双方の指揮統制システムを明確化するとともに、各種事態に対応するための調整メカニズムのあり方について協議中<sup>9</sup>」とされ、「日米調整所の位置付けについては、関係省庁と連携し検討を実施中<sup>10</sup>」として、震災の教訓を踏まえて、あるべき調整メカニズムを検討していたことがわかる。また、2014年11月にグレーゾーンの事態に対しては、まさにシームレスな対応が必要となるため、スイッチをオンにしたりオフにしたりする形のメカニズムでは、適切な対応が行えないことが懸念される<sup>11</sup>との課題が指摘されている。

東日本大震災の教訓による 2015 ガイドラインへの具体的な反映には、次の事項を挙げ

ることができる。まず、「切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応」をうたっている点である。それと関連して、「同盟調整メカニズム」の規定の中で、「平時から緊急事態までのあらゆる段階において」政策面、運用面の調整を強化するとされた点が挙げられる。事態が差し迫った場合に、2015 ガイドラインでは、メカニズムを立ち上げるか否かのプロセスを経ることなく、平素から日米間で調整できる枠組みとなった。

さらに、東日本大震災の直接的な教訓として、日本における大規模災害への対処における協力という項目が追加され、具体的には米国による日本への支援の実施、同盟調整メカニズムの活用、そして米軍の災害関連訓練への参加が盛り込まれた。

2015 ガイドラインは、共同計画の策定を明示するとともに、我が国への武力攻撃への対処行動、日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動、さらには、日本における大規模災害への対処における協力、地域・グローバルな協力、宇宙サイバー空間における協力などほぼ考え得る事態を包含する内容となっており、原則的な協力で触れた 1978 ガイドライン、そして、周辺事態を盛り込んだ 1997 ガイドラインに比して、日米協力の広がりや深さが格段に充実した。あわせて、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置して、あらゆる状況に切れ目のなく日米が協力して対処する態勢を構築した意義は大きい。

## 2. 2018 防衛大綱における日米同盟

2015 ガイドラインが策定されてから3年8か月後の2018年12月、2018 防衛大綱<sup>12</sup>が閣議決定された。岩屋毅防衛大臣は、閣議決定後の記者会見で、厳しさと不確実性を増す日本を取り巻く安全保障環境を踏まえ、日本自身の防衛努力により「多次元統合防衛力」を構築するとともに、日米安保体制については、ガイドラインの役割分担の下、引き続き日米同盟を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンを踏まえて、多角的・多層的に安全保障協力を推進すると述べた<sup>13</sup>。

同大綱における日米同盟関連部分は、III「我が国の防衛の基本方針」の「2 日米同盟の強化」に記述されている。

普遍的価値と戦略的利益を共有する米国との一層の関係強化が日本の安全保障にとってこれまで以上に重要になっているとの認識の下、「日米同盟は、平和安全法制により新たに可能となった活動等を通じて、これまで強化されてきたが、我が国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増す中で、我が国の防衛の目標を達成するためには、『日米防衛協力のための指針』の下で、一層の強化を図ることが必要<sup>14</sup>」との認識を示し、次の三点を強調している。

第一は、日米同盟の抑止力と対処力の強化である。平時から有事までのあらゆる事態や

災害などに際しても、情報の共有に努め、全ての関係機関を含む両国間の実効的かつ円滑な調整を行うこと、宇宙・サイバーの新領域における協力、総合ミサイル防空、共同訓練・演習、共同のISR活動及び日米共同による柔軟に選択される抑止措置の拡大・深化、共同計画の策定・更新の推進を図るとした。

第二に、幅広い分野における協力の強化・拡大については、インド太平洋地域において、能力構築支援、人道支援・災害救援、海賊対処などの共通の活動を通じて、同地域における日米両国のプレゼンスを高めること、装備・技術・研究開発・調達分野などでの協力、施設の共同使用など幅広い分野で協力を強化するとした。

最後に、在日米軍駐留に関する施策の着実な実施については、在日米軍再編を進め、米軍の抑止力を維持しつつ、地元、特に沖縄の負担を軽減していくとした。

総じて、2018大綱における日米同盟に関する記述は、2015ガイドラインの考え方を踏襲し、ガイドラインでうたっている方向性をより具体的な施策に落とし込む内容となっている。

### 3. 今後の課題

これまで見てきた二度のガイドラインの改定や2018防衛大綱は、一層厳しくなる日本を取り巻く安全保障環境やサイバー・宇宙などの新たな領域での脅威の増大を的確にとらえ、基本的に日米同盟をより強化する内容となっている。ガイドラインの重点は米国の対日防衛コミットメントの具体的な在り方の明確化から日本の役割の拡大に移ってきた<sup>15</sup>との指摘もある。

2015ガイドライン策定以降、運用面の改善について指摘しているレポートとしては、確認できる範囲で、笹川平和財団のポリシー・メモランダムなどがある。しかしながら、具体的な改善方向まで示しているものは見当たらない<sup>16</sup>。

ここでは、平時から武力攻撃事態等までの様々な事態に際して日米同盟の実効性をさらに向上させるために政策及び運用面で如何なる課題があるのかを考察する。

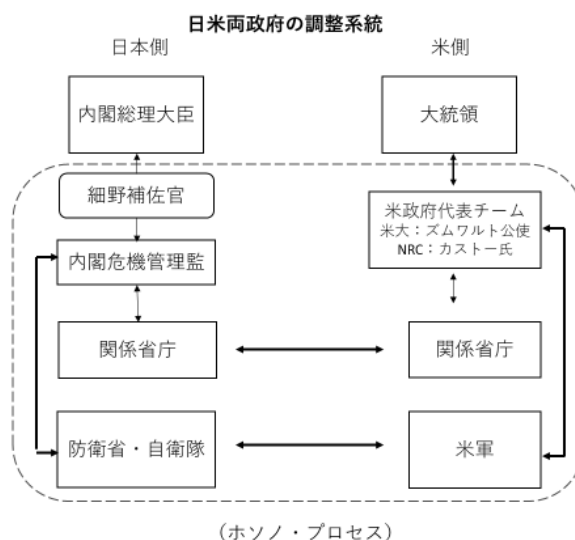
#### (1) 政策面での課題 — 「同盟調整メカニズム」の改善—

2015ガイドラインでレビューしたように、日米調整のためのメカニズムについては、東日本大震災でのトモダチ作戦の教訓を導き出し、1997ガイドラインよりもさらに改善されてきた。しかしながら、2015ガイドラインをもってしても改善すべき点はまだ残されている。東日本大震災における日米合同調整会合から紐解くこととしたい。

東日本大震災の際に、自衛隊と米軍は速やかに調整所を立ち上げ、トモダチ作戦を始動

した。自衛隊と米軍の調整は、防衛省市ヶ谷で、また、現場レベルでは仙台の東北方面総監部で行われた。しかしながら、福島第一原発事故の深刻化に伴い、複合災害の様相を呈してきた状況となり、多くの関係省庁・機関が参加して調整する必要が生じていた。東京電力や原子力保安院、経済産業省、総務省消防庁、厚生労働省、文部科学省、警察庁などの関係省庁も含んだ日本側とそれに相当する米側関係者が一堂に会して調整することが喫緊の課題となったのである。こうした状況の中で、発災から11日たってようやく発足したのが日米合同調整会合であった。同会合は、米側参加者により、日本側の代表である細野豪志内閣総理大臣補佐官の名前を冠して、「ホソノ・プロセス」と呼ばれるようになった。

3月22日から開催されたこのプロセスの調整系統は、図17のような形に収まっていった。日本側は、細野補佐官が政治家としてトップに立ち、伊藤哲朗内閣危機管理監が実質的に関係省庁の取りまとめを行った。自衛隊の運用や米軍の活動状況などに関する事項は、基本的に直接、防衛省・自衛隊から危機管理監に報告する流れを作った。米側は、米政府を代表する形で、在京米国大使館のジェームズ・ズムワルト首席公使、米原子力規制委員会（NRC）のチャック・カストー氏が代表を務め、関係省庁と米軍がその下に入った。



このホソノ・プロセスに相当するのが 2015 ガイドラインで規定された同盟調整メカニズムになろう。しかしながら、同メカニズムでは、図にあるとおり、「必要に応じ、閣僚レベルを含む二国間の上位レベル」に上申するとされており、ホソノ・プロセスのように内閣官房の政治家が統括しているわけではない。また、同メカニズム内の同盟調整グループ（ACG）の参加メンバーは内閣官房、外務・防衛を中心とした構成であり、関係省庁の参加は「必要に応じ」との表現にとどまっている。ホソノ・プロセスと比較した場合、政務の参加を規定する必要があるのではないか、そして、関係省庁の関与が薄すぎるのではないか、という二点が課題として挙げられる。

武力攻撃事態になれば、事態の烈度や対応すべき内容の広さは、福島原発事故の比ではなくなる。米軍来援などに伴い、米軍のニーズを承知した ACG は、武力攻撃事態等対策本部<sup>18</sup>を通じて関係省庁はじめ地方を含む機関に調整することになると予想される。



その際、官房副長官などの政治家が日本側 ACG を統括して機敏に政策判断していく必要が出てくるのではないだろうか<sup>19</sup>。

## (2) 運用レベルでの課題 — 常設統合司令部の創設 —

運用面で日米同盟の実効性を向上させるための喫緊の課題は、常設統合司令部の創設である。

現状では、共同作戦計画を策定する上において、自衛隊側にインド太平洋軍のカウンターパートになり得る組織が欠如している。この点については、ハリー・ハリス前太平洋軍（現在はインド太平洋軍と改称）司令官が、自衛隊の統合幕僚長は自分のカウンターパートではなく、米統合参謀本部議長のカウンターパートであり、インド太平洋軍司令官のカウンターパートになる統合司令官が自衛隊側にも必要であると言及している<sup>20</sup>。

防衛大綱に関する議論が自由民主党内で始まっていた頃の 2018 年 3 月 20 日、同党は、安全保障調査会と国防部会の合同会議で、防衛大綱の年内見直しに向けた、政府への提言の骨子案をまとめた。その中で、陸海空 3 自衛隊の統合運用を強化するため、統括して指揮を執る「統合司令部」の常設化を提案した<sup>21</sup>。ところが、残念なことに同年 12 月に閣議決定された 2018 防衛大綱では、統合運用体制について、「自衛隊全体の効果的な能力発揮を迅速に実現し得る効率的な部隊運用態勢や新たな領域に係る態勢を統合幕僚監部において強化するとともに、将来的な統合運用の在り方について検討する」との文言にとどまっておろ、統合司令部の創設については触れられていない。

常設統合司令部が必要な理由の一つは、ハリス司令官が言及したように、インド太平洋軍のカウンターパートが自衛隊側に欠如している点にある。統合幕僚監部がそれを担っているという理屈もなしとはしないが、統合幕僚監部は、あくまでも名称の如く、幕僚機関であり、防衛大臣を補佐するためのスタッフ組織である。したがって、統一された作戦計画の策定や三自衛隊の運用を一元的に管理運営する責任を負う自衛隊の統合指揮官を設けて、米インド太平洋軍と協議すべきである。

次の理由として、常設統合司令官を設けることにより、米軍とのカウンターパート関係が整合される。現状では、統合幕僚長は三人の米軍高官、ペンタゴンの統合参謀本部議長、ハワイのインド太平洋軍司令官、そして横田の在日米軍司令官と協議しなければならない。武力攻撃事態等にエスカレートしていく事態を想定すると、統合幕僚長一人で三人の米軍責任者と常時協議することは、東日本大震災における経験を経ても、おそらく不可能であろう。

常設統合司令官が新設されると、統合幕僚長はペンタゴンの統合参謀本部議長と、常設

統合司令官はインド太平洋軍司令官と協議することになり、カウンターパート関係も整合される。在日米軍司令官のカウンターパートについては、同司令官が有する権限により決定されることになろう。現状のように、同司令官が日本に駐留する米軍の作戦指揮権を保持しない<sup>22</sup>のであれば、統合幕僚副長がふさわしい。仮に、作戦指揮権をインド太平洋軍司令官から同司令官に委任されるならば、常設統合司令官、または同副司令官がカウンターパートとして適切であろう。

欧米列国の軍事組織を見ても、主要な民主主義国家においては統合司令部を保持している。英国では、1991年の第一次湾岸戦争の経験から統合化を推進し、1996年に常設統合司令部（PJHQ: Permanent Joint Headquarters）を創設している<sup>23</sup>。独軍も、21世紀に入ってから統合機能の強化に努め、2008年に連邦軍総監の下に統合作戦本部を設置して、フォース・ユーザーとして司令部機能を担っている<sup>24</sup>。豪軍では、2005年に統合作戦コマンド司令部が創設されている<sup>25</sup>。

幕僚組織と統合司令部的な機能を併せ持つ現在の統合幕僚監部は、他国軍隊の組織と比較して、組織に曖昧性を残しており、速やかな改善が望まれる。昨今の統合幕僚長は、防衛大臣に対してのみならず、今や防衛に関する首相の補佐者として恒常的に国家安全保障会議にも参加している。統幕長はその重要な政治に対する補佐という任務に専念し、部隊の運用については、統合司令官が責任を持つようにすべきではなかろうか。

## おわりに

日米同盟は今年60年の節目を迎えた。この間、日米両国政府、自衛隊、米軍関係者の弛まぬ努力の積み重ねにより、一連のガイドラインや防衛大綱の策定により、周辺情勢の変化や科学技術の進歩、さらには作戦領域の拡がりに的確に対応してきた。本章では、今後の提言として、政策面では同盟調整グループ（ACG）の構成メンバーの拡大や政治の関与をより一層促進するとともに、運用面では常設統合司令部の創設を挙げた。今後も、不断の努力により、日米同盟の実効性を向上させ、日本の平和と独立を確固たるものにし、インド・太平洋地域における平和と繁栄に貢献することが望まれる。

## —注—

- <sup>1</sup> 「日米安全保障条約60周年記念レセプション安倍総理挨拶」外務省  
<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/st/page6\\_000482.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/st/page6_000482.html)>2020年2月6日アクセス。
- <sup>2</sup> 徳地秀士『日米防衛協力のための指針』からみた同盟関係—『指針』の役割の変化を中心として—『国際安全保障』第44巻第1号2016年6月。

- <sup>3</sup> ルビの・は筆者の強調点、以下同様。
- <sup>4</sup> 「日米安全保障共同宣言－21世紀に向けての同盟－」  
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/sengen.html>>2020年2月6日アクセス。
- <sup>5</sup> 図の調整メカニズムについては、防衛庁・自衛隊編『平成13(2001)年版 防衛白書』163頁から抜粋。<[http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/2001/zuhyo/frame/az134021.html](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2001/zuhyo/frame/az134021.html)>2020年2月6日アクセス。
- <sup>6</sup> 防衛省防衛政策局日米防衛協力課作成『新「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)』(日付未記載)6頁。<<https://www.mod.go.jp/j/publication/book/pamphlet/pdf/guideline.pdf>>2020年2月28日アクセス。
- <sup>7</sup> 防衛省・自衛隊編『平成28(2016)年版 防衛白書』247頁。  
<<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2016/html/n2433000.html>>2020年2月6日アクセス。
- <sup>8</sup> 山口昇「東日本大震災後の日米同盟」『国際問題』No.608(2012年1・2月)15頁。
- <sup>9</sup> 防衛省・自衛隊『東日本大震災への対応に関する教訓事項』平成24(2012)年11月  
<<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/pdf/kyoukun.pdf>>2020年2月6日アクセス。
- <sup>10</sup> 同上。
- <sup>11</sup> 高橋杉雄、WG1報告書「日本の防衛政策の現状と課題」、『日米安全保障専門家会議』報告書、2014年11月14日。<[https://www.spf.org/media/upload/WG1\\_report01\\_20141113.pdf](https://www.spf.org/media/upload/WG1_report01_20141113.pdf)>アクセス。
- <sup>12</sup> 国家安全保障会議決定、閣議決定「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」平成30年12月18日<<https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2019/pdf/20181218.pdf>>2020年2月6日アクセス。
- <sup>13</sup> 防衛省・自衛隊、「岩屋毅防衛大臣会見」、2018年12月18日閣議後  
<<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2018/12/18a.html>>2020年2月6日アクセス。
- <sup>14</sup> 同上
- <sup>15</sup> 徳地『「日米防衛協力のための指針」からみた同盟関係」、25頁。
- <sup>16</sup> ジェームズ・L・ショフ/高橋杉雄「日米同盟の抑止力強化」、『アジア戦略イニシアチブ』、2018年4月25日。<<https://www.spf.org/jpus-j/spf-asia-initiative/spf-asia-initiative002.html>>2020年2月6日アクセス。同文書には、「同盟調整メカニズム(ACM)の設置は重要な成果ではあるものの、自衛隊と米軍は依然として、指揮・統制を一元化することなく並行的に作戦行動を実施することになっている」との指摘がある。
- 他に、松崎みゆき「日米同盟における運用上の課題」、『世界平和研究所ノート』2014年12月12日、があるが、調整メカニズムについては触れられていない。
- <sup>17</sup> 磯部晃一、『トモダチ作戦の最前線－福島原発事故に見る日米同盟連携の教訓－』彩流社、2019年、192頁。
- <sup>18</sup> 法令上の規定は、「武力攻撃事態等対策本部における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年6月13日法律第79号)」等を参照。  
<[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000079](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000079)>2018年7月8日アクセス。
- <sup>19</sup> 磯部『トモダチ作戦の最前線』、194頁。
- <sup>20</sup> 磯部『トモダチ作戦の最前線』、218、9頁。
- <sup>21</sup> 「統合司令部を常設 自民が提言骨子」『毎日新聞』ウェブ版2018年3月21日。  
<<http://mainichi.jp/articles/20180321/ddm/002/010/085000c>>2020年2月6日アクセス
- <sup>22</sup> Jeffery W.Hornung, “Modeling A Stronger U.S.-Japan Alliance－Assessing U.S. Alliance Structures-” Center for Strategic and International Studies, November 2015, 17pg.
- <sup>23</sup> 英国政府ナショナル・アーカイブ・ウェブサイト  
<<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20121108235947/http://www.mod.uk/DefenceInternet/AboutDefence/WhatWeDo/DoctrineOperationsandDiplomacy/PJHQ/PjqHistory.htm>>2020年2月6日アクセス
- <sup>24</sup> ドイツ国防省ウェブサイト、Bundeswehr Joint Forces Operations Command  
<<https://www.bmvg.de/en/organisation/subordinate-agencies/the-bundeswehr-joint-forces-operations-command-16046>>2018年7月26日アクセス
- <sup>25</sup> 豪軍統合作戦コマンド司令部(Headquarters Joint Operations Command)の「コマンド及び現況作戦ブリーフィング(Command and Current Operations Brief)」資料、2008年3月。